

産業廃棄物処理施設の設置

廃棄物処理法に定める施設（15条施設）を設置等する場合は、あらかじめ豊橋市長の許可を受ける必要があります。

◆許可が必要な産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条、廃棄物処理法施行令第7条）◆

施設の種類		処理能力・規模	
中間処理施設	1	汚泥の脱水施設	10 m ³ /日超
	2	汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日超 (天日乾燥施設は100 m ³ /日超)
	3	汚泥の焼却施設 (PCB汚染物、PCB処理物を除く)	①5 m ³ /日超、②200 kg/時以上、③火格子面積2 m ² 以上 のいずれかに該当するもの
	4	廃油の油水分離施設	10 m ³ /日超
	5	廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く)	①1 m ³ /日超、②200 kg/時以上、③火格子面積2 m ² 以上 のいずれかに該当するもの
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日超
	7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超
	8	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物、PCB処理物を除く)	①100 kg/日超、②火格子面積2 m ² 以上 のいずれかに該当するもの
	8-2	木くず又ははがれき類の破碎施設	5 t/日超 (移動式はがれき类等破碎施設を設置しようとする者(事業者に限る。)は、当分の間、設置許可を要しない。)
	9	金属等(有害物質)を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全ての施設
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての施設
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全ての施設
	11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全ての施設
	最終処分場	12	廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設
12-2		廃PCB等(PCB汚染物に塗布等されたPCBを含む)、PCB処理物の分解施設	全ての施設
13		PCB汚染物、PCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全ての施設
13-2		産業廃棄物の焼却施設 (3、5、8、12を除く)	①200 kg/時以上、②火格子面積2 m ² 以上 のいずれかに該当するもの
14		イ 遮断型処分場 ロ 安定型処分場 ハ 管理型処分場	全ての施設

産業廃棄物処理施設の設置又は変更許可申請に係る手続きは、次のとおりで、許可申請の際には、申請書に生活環境影響調査書を添付することが必要です。

なお、最終処分場、焼却施設、PCB関係施設、廃石綿等溶融施設については2の手続きが別に必要です。

申請手続きの流れ

1. 設置許可申請

- ・設置、維持管理に関する計画
- ・災害防止計画（最終処分場のみ）
- ・残さの処分方法
- ・廃棄物の搬出入の時間、方法
- ・生活環境影響調査書 等

2. 申請書の告示縦覧（最終処分場、焼却施設、PCB関係施設、廃石綿等溶融施設）

- ・利害関係者からの意見書の提出
- ・関係市町村長からの意見聴取
- ・専門的知識を有する者からの意見聴取

3. 審査

4. 許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認める
ときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

3 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

第十五条の二

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

3 都道府県知事は、前条第一項の許可（同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（生活環境の保全に関する専門的知識）

第四条の三 法第八条の二第三項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。

（生活環境の保全に関する専門的知識）

第十二条の三 法第十五条の二第三項（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。

産業廃棄物処理施設（焼却施設）に係る技術上の基準

- 条項は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の該当条項による。
- ガス化改質方式、電気炉等以外の焼却施設に係る基準を示す（廃PCB等の焼却施設に係る基準を除く。）

区分	条	項	号	省令条文
技術上の基準 (構造基準)	12条	1項	1号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
			3号	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
			4号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
			5号	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
			6号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
			7号	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
			12条の2	5項
1号	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。			
1号イ	燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。			
1号ロ	燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度）以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。			
2号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。			
4条	1項	7号イ	法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	

7号ロ(3)	外気と遮断されたものであること。
7号ロ(4)	燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度(摂氏800度)以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
7号ロ(5)	燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。
7号ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
7号ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
7号ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(二のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
7号ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。
7号ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
7号チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
7号リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。
7号リ(1)	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
7号リ(2)	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。
7号リ(2)(イ)	ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。
7号リ(2)(ロ)	溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
7号リ(3)	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。
7号リ(3)(イ)	焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。

		7号リ(3)(ロ)	焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
		7号リ(3)(ハ)	焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
		7号リ(4)	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。
12条の6	1項	1号	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
		2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
		3号	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
		4号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
		5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
		6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
		7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
		8号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
		9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。
12条の7	5項		令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
		1号	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、千百度)以上に保つこと。
		3号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
4条の5	1項	2号	焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあっては、次のとおりとする。
		2号イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。

2号ロ	<p>燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p>
2号ニ	<p>焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。</p>
2号ホ	<p>運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>
2号ヘ	<p>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p>
2号ト	<p>燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>
2号チ	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p>
2号リ	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>
2号ヌ	<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>
2号ル	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p>
2号ヲ	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>
2号ワ	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>
2号カ	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
2号ヨ	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>
2号タ	<p>煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>
2号レ	<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。</p>

		2号ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
		2号ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
		2号ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
		2号フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

専門委員会開催内容一覧表

平成11年度

回	開催年月日	議 題
1	H11. 11. 25	1. 豊橋市廃棄物処理施設専門委員会事務取扱方針について 2. 三菱レイヨン株式会社の一般及び産業廃棄物処理施設（焼却施設）について
2	H12. 2. 24	三菱レイヨン株式会社の一般及び産業廃棄物処理施設（焼却施設）について

三菱レイヨン(株) H11. 10. 25 設置許可申請、H12. 2. 24 許可

平成12年度

回	開催年月日	議 題
1	H12. 4. 26	(有) タナカ興業の産業廃棄物管理型最終処分場について
2	H12. 5. 30	(有) タナカ興業の産業廃棄物管理型最終処分場について
3	H12. 8. 22	(有) タナカ興業の産業廃棄物管理型最終処分場について
4	H12. 11. 24	(有) タナカ興業の産業廃棄物管理型最終処分場について

(有) タナカ興業 H12. 4. 14 設置許可申請、H12. 12. 11 取下げ

平成13年度

回	開催年月日	議 題
1	H13. 6. 15	設置許可申請状況について
2	H13. 11. 5	豊橋市産業廃棄物処理基本計画の中間報告について

平成14年度

回	開催年月日	議 題
1	H14. 4. 30	1. (有) エコワールドの産業廃棄物安定型最終処分場について 2. (株) カイテックの産業廃棄物安定型最終処分場について
2	H14. 9. 24	1. (有) エコワールドの産業廃棄物安定型最終処分場について 2. (株) カイテックの産業廃棄物安定型最終処分場について
3	H14. 11. 18	1. (有) エコワールドの産業廃棄物安定型最終処分場について 2. (株) カイテックの産業廃棄物安定型最終処分場について

(有) エコワールド H13. 12. 19 設置許可申請、H14. 12. 20 不許可処分

(株) カイテック H14. 1. 8 設置許可申請、H14. 12. 20 不許可処分

平成15年度

回	開催年月日	議 題
1	H15. 4. 22	平成14年度審査の結果報告について
2	H15. 10. 2	トピー工業(株)の産業廃棄物管理型最終処分場について
3	H16. 1. 14	トピー工業(株)の産業廃棄物管理型最終処分場について

トピー工業(株) H15. 8. 14 変更許可申請、H16. 4. 1 許可

平成16年度

回	開催年月日	議 題
---	-------	-----

1	H16. 8. 19	1. 平成 15 年度審査の結果報告について 2. (有)エコワールドの産業廃棄物安定型最終処分場について 3. 林テレンプ(株)の産業廃棄物焼却施設の変更について
2	H16. 11. 29	林テレンプ(株)の産業廃棄物焼却施設の変更について

(有)エコワールド H16. 4. 13 設置許可申請、H18. 5. 16 取下げ
林テレンプ(株) H16. 6. 16 変更許可申請、H17. 1. 11 許可

平成 17 年度

回	開催年月日	議 題
1	H17. 6. 29	1. 平成 16 年度審査の結果報告について 2. (株)マルコー商会の産業廃棄物焼却施設の設置について
2	H17. 7. 29	(株)マルコー商会の産業廃棄物焼却施設の設置について
3	H17. 8. 24	(株)マルコー商会の産業廃棄物焼却施設の設置について

マルコー商会(株) H17. 4. 27 設置許可申請、H17. 11. 18 許可

平成 18 年度 ～ 平成 20 年度

専門委員会の開催はありませんでした。

平成 21 年度

回	開催年月日	議 題
1	H21. 4. 22	1. 専門委員会の運営について 2. (株)ミダックの産業廃棄物焼却施設の設置について
2	H21. 6. 29	1. 建設予定地の現地視察 2. (株)ミダックの産業廃棄物焼却施設の設置について
3	H22. 2. 24	1. (株)ミダックの産業廃棄物処理施設設置許可申請について

(株)ミダック H20. 11. 20 設置許可申請、H22. 4. 30 取下げ

平成 22 年度 ～ 平成 28 年度

専門委員会の開催はありませんでした。

許可番号第 09620004144 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊橋市若松町字中山101番地の34

氏 名 株式会社 明輝クリーナー
代表取締役 小島 晃 様

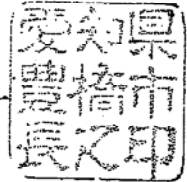
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

優良

豊橋市長 佐原 光

許可の年月日 平成29年 1月25日
許可の有効年月日 平成35年12月10日



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮・梱包、減容固化、焼却、選別、脱水、中和、破碎、油水分離)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮・梱包

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (ガラスウールに限る、自動車等破碎物及び石綿産業廃棄物を除く。)

以上 4品目

イ 減容固化

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 1品目

ウ 焼却

汚泥、廃油、廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上 7品目

エ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7品目

オ 脱水

汚泥

以上 1品目

オ 許可番号

該当なし

(3) 焼却施設

ア 設置場所

豊橋市原町字南山1番332

イ 設置年月日

平成9年3月24日

ウ 処理能力

汚泥

15.1m³/日

廃油

18.5m³/日

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

15.8t/日

紙くず

35.5t/日

木くず

32.1t/日

繊維くず

30.1t/日

動植物性残さ

36.0t/日

エ 許可年月日

平成7年11月9日

オ 許可番号

7令豊保第213-4号

(4) 選別施設

ア 設置場所

豊橋市原町字南山1番10

イ 設置年月日

平成19年4月2日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

68.8t/日 (8.60t/時間)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

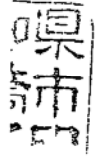
該当なし

(5) 脱水施設

ア 設置場所

豊橋市若松町字中山101番33

イ 設置年月日



イ 設置年月日

平成19年10月30日

ウ 処理能力

汚泥、廃油

8.6m³/日 (1.075m³/時間)

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年12月11日 更新許可

平成18年12月11日 更新許可

平成24年 1月 4日 更新許可

平成29年 1月25日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

